◎新潟県告示第385号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。 平成29年3月31日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 処分をした年月日 平成29年3月10日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社八百板組

八百板 勲

- 3 主たる営業所の所在地 新潟市西蒲区曽根2057
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27) 第5313号
- 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成29年3月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成29年3月6日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社原組

原 啓治

- 3 主たる営業所の所在地 新潟市江南区割野603-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24) 第23155号
- 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成29年3月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成29年3月6日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

武田建設株式会社

武田 則子

- 3 主たる営業所の所在地
- 新潟市西蒲区井随1006 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第41465号
- 5 処分の内容 管工事業、舗装工事業、塗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成29年3月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成29年3月7日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

もたい建築

罍 常二

- 3 主たる営業所の所在地 柏崎市松波 4-10-39-14
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23) 第26603号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成29年3月7日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成29年3月10日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

室橋組株式会社

室橋 壽一

3 主たる営業所の所在地

長岡市中之島607

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-27) 第21364号
- 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業に係る特定建設業の許可の取消し及びとび・土工工事業、石工事業、 屋根工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゆんせつ工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工 事業、造園工事業、さく井工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成29年3月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成29年3月6日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

青木建築

青木 一雄

- 3 主たる営業所の所在地 北蒲原郡聖籠町藤寄92
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24) 第13230号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成29年3月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成29年2月23日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社ニュークリア

太田 昌孝

- 3 主たる営業所の所在地
 - 刈羽郡刈羽村大字上高町甲9-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23) 第19431号
- 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成29年2月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成29年2月23日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

小島電機株式会社

小島 浩一

- 3 主たる営業所の所在地 長岡市新町1-2-26
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-24)第6102号
- 5 処分の内容 消防施設工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実 平成29年2月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4 号に該当する。

1 処分をした年月日 平成29年2月22日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社稲葉組

稲葉 悦子

3 主たる営業所の所在地 新潟市東区中野山6-22-9

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-23)第40846号
- 5 処分の内容 土木工事業、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実 平成29年2月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4 号に該当する。
- 1 処分をした年月日 平成29年3月14日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

本間電気工事

本間 俊夫

3 主たる営業所の所在地 佐渡市石花828-10

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27) 第11988号
- 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成29年 2月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成29年3月14日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

河内塗装工業

河内 政広

3 主たる営業所の所在地

岩船郡関川村大字湯沢504

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27) 第20752号
- 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成29年2月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成29年3月14日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

ホーワサービス

涌井 繁宏

3 主たる営業所の所在地 新潟市江南区日水3-109

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第43595号
- 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成29年2月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成29年3月8日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

船津鉄工

船津 末夫

3 主たる営業所の所在地

燕市熊森土免1504-1

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28) 第15760号
- 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業に係る一般建設業の許可の取消
- 6 処分の原因となった事実

平成29年2月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成29年2月22日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

大英建設株式会社

上野 正

3 主たる営業所の所在地

胎内市鴻ノ巣356

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第13219号
- 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成29年2月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成29年2月22日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

宮川建設株式会社

宮川 薫

3 主たる営業所の所在地

上越市柿崎区馬正面1145-4

- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第40500号
- 5 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実

平成29年2月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成29年2月24日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

池田工務店

池田 昭吾

- 3 主たる営業所の所在地 新潟市西蒲区横戸350
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第5062号
- 5 処分の内容 土木工事業、建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実 平成29年2月24日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4 号に該当する。
- 1 処分をした年月日 平成29年3月7日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名

亮成興業

早川 亮

- 3 主たる営業所の所在地 長岡市与板町与板乙1394-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第44739号
- 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実 平成29年2月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4 号に該当する。